

<p>項 第三百二十五条第一</p>	<p>項 第三百二十四条第一</p>	
<p>一項 商法第二百十二條第一項</p>	<p>一項の決議後 商法第二百十二條第一項</p>	
<p>資産の流動化に関する法律第四十八條第一項又は旧資産流動</p>	<p>取得後 当該振替優先出資の</p>	<p>優先出資社員等及び          転換特定社債（          資産の流動化に關          する法律第百十三          条の二第一項に規          定する転換特定社          債をいう。以下同          じ。）若しくは新          優先出資の引受権          （同法第百十二條          の四第二項に規定          する新優先出資の          引受権をいう。以          下同じ。）を有す          る者に通知しなけ          ればならない。</p>

	<p>第百三十五条第一項第二号</p>	<p>商法第二百二十二条第四項</p>	<p>化法第四十八条</p>
<p>第百二十六条第一項</p>	<p>商法第二百二十二条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条</p>	
<p>第百二十六条第一項第三号</p>	<p>商法第二百二十二条第四項又は同法第二百十五条ノ二</p>	<p>第二百七十一条第一項又は第二百七十二条第一項</p>	
<p>第百二十六条第三項</p>	<p>消却</p>	<p>消却又は併合</p>	
<p>第百四十六条第一項</p>	<p>株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式</p>	<p>第三百三十一条第一項第一号の一定の日ににおいて公示催告手続が行われている優先出資証券又は単位未満優先出資証券の優</p>	

<p>第百四十六条第二項</p>	
<p>商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消された</p>	<p>第百三十条第一項、第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）</p>
<p>同項の優先出資証券又は単位未滿優先出資証券に係る除権決定の正本若しくは謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があつた場合には、遅滞なく</p>	<p>同条第四項</p>
	<p>先出資 当該優先出資 株 これらの株式又は新</p>

<p>ときは、同法第二百十六條第一項又は第二百二十條第四項（同法第二百十二條第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害關係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。</p>	<p>株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十條第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十條ノ六第四項又は同法第二百三十條ノ七第三項の規定により名義</p>
	<p>当該請求を行った者（以下この条において「請求者」という。）</p>

第四百四十六條第四	第四百四十六條第三 項第二号	第四百四十六條第三 項			
第三百三十一條第五項	名義人	商法第二百三十條ノ 八第一項に規定する 日以後	名義人の	名義人が同法第二百 三十條ノ八第一項に 規定する日	書換をしたものとみ なされる株券喪失登 録者（同法第二百三 十條ノ二第二項に規 定する株券喪失登録 者をいう。）を含む 。以下この条におい て同じ。）
第三百三十一條第五項	請求者	同項の請求があつた 場合には	請求者の	請求者が当該申出の 日	

項	第百四十六条第五項の表	第百五十二条第一項	第百五十五条第三項
及び	<p>商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式</p>	<p>同項に規定する日後に、第百四十六条第一項の振替株式</p>	<p>消却され、又は転換された</p> <p>商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配</p>
<p>(第一号へ及びト並びに第二号ロ及びハを除く。)及び</p>	<p>第百四十六条第二項に規定する請求の日の前に当該請求に係る優先出資</p>	<p>当該請求の日後に、当該優先出資</p>	<p>消却された</p> <p>資産の流動化に関する法律第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利</p>

<p>第百五十五条第三項第四号</p>	<p>第百五十五条第三項第二号</p>	
<p>前号に規定する場合における商法第二百四十一条第三項の株</p>	<p>商法第二百四十一条第二項の株式</p>	
<p>発行者が議決権を行使する者のみを定めるために資産の流動</p>	<p>資産の流動化に関する法律第五十八条第二項の優先出資（旧資産流動化法第五十八条第二項の優先出資を含む。）</p>	<p>（旧資産流動化法第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利を含む。）及び資産の流動化に関する法律第二百一十一条第一項の金銭の分配（旧資産流動化法第二百一十一条第一項の金銭の分配を含む。）</p>

	<p>項 第百五十七條第一</p>	<p>項 第百五十七條第三</p>
<p>式</p>	<p>消却又は転換</p>	<p>若しくは利息の配当 、同法第二百九十三 条ノ五第一項の金銭 の分配又は資本若し くは資本準備金若し くは利益準備金</p>
<p>化に関する法律第四 十四条第三項におい て読み替えて準用す る商法第二百二十四 条ノ三第一項の規定 により一定の日を定 めた場合における資 産の流動化に関する 法律第五十八条第三 項の出資の持分</p>	<p>消却</p>	<p>の配当、資産の流動 化に関する法律第百 二条第一項の金銭の 分配（旧資産流動化 法第百二条第一項の 金銭の分配を含む。 ）又は資産の流動化 に関する法律第十九 条第一項に規定する</p>

<p>第五十八條第二 項第四号</p>	<p>第五十八條第二 項第一号</p>	
<p>新株予約権付社債に</p>	<p>株式申込証</p>	
<p>轉換特定社債の轉換 によつて発行される 優先出資が振替優先 出資である場合又は 新優先出資引受権付 特定社債（資産の流 動化に関する法律第 百十三條の四第一項</p>	<p>優先出資申込証（資 産の流動化に関する 法律第三十八條第一 項に規定する優先出 資申込証をいい、旧 資産流動化法第二十 八條第一項に規定す る優先出資申込証を 含む。以下同じ。）</p>	<p>優先資本（旧資産流 動化法第十九條第一 項に規定する優先資 本を含む。）</p>

<p>項 第百五十八条第五</p>	<p>項 第百五十八条第四</p>	<p>項 第百五十八条第三</p>	
<p>新株予約権を</p>	<p>若しくは新株引受権 証書に記載し、又は 商法第二百八十条ノ 六第二項に規定する 契約を締結する際に 当該口座を当該振替 株式の発行者に示さ なければならぬ。</p>	<p>株主名簿</p>	<p>新株予約権付社債申 込証</p>
<p>転換特定社債の転換 を請求する者又は新</p>	<p>に記載しなければな らない。</p>	<p>優先出資社員名簿及 び単位未済優先出資 原簿</p>	<p>同法第一百条第一項 に規定する特定社債 申込証</p> <p>に規定する新優先出 資引受権付特定社債 をいう。)に</p>

<p>第百五十九条第一項第二号</p>		
<p>商法第二百二十五条ノ二、第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五</p>	<p>新株予約権の目的である株式          商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合に於ては、同法第三百四十一条ノ十三第一項の請求書）</p>	<p>優先出資の引受権を          新株予約権の目的である株式          転換特定社債の転換によつて発行すべき優先出資又は当該新優先出資の引受権の目的である優先出資</p>
<p>第二百七十二条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条の二の五第一項又は第百十三条の四の七第一項の請求書</p>	<p>優先出資の引受権を          転換特定社債の転換によつて発行すべき優先出資又は当該新優先出資の引受権の目的である優先出資</p>

	<p>第百五十九条第一項第三号</p>	<p>第百六十条第一項</p>
<p>第三項及び第三百四十一條ノ十五第四項において準用する場 合を含む。)又は第 三百七十四條ノ第七 一項(同法第三百七 十四條ノ三十一第三 項において準用する 場合を含む。)</p>	<p>商法第二百九十三條 ノ五第一項</p>	<p>商法第二百二十三條 第一項</p>
	<p>資産の流動化に關す る法律第二百一 條又は旧資産流動 化法第二百一 條</p>	<p>資産の流動化に關す る法律第四十四條第 一項又は旧資産流動 化法第四十四條第一 項</p>
<p>同法第二百六條第一 項の名義書換</p>	<p>資産の流動化に關す る法律第四十二條第 一</p>	

		第百六十条第二項	
第百六十一条			
商法第二百四十一条 第一項	生じたとき又は単元未滿株式が生じたとき	発行者（一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載し、又は記録しない旨の定款の定めがあるものを除く。）	一 項の名義書換（旧資産流動化法第四十条第一項の名義書換を含む。）
資産の流動化に関する法律第五十八条第一項又は旧資産流動	生じたとき	発行者	資産の流動化に関する法律第四十八条の二第一項

	<p>第百六十二条第一項</p>	<p>第百六十二条第一項</p>	
<p>場合)</p>	<p>商法第二百二十二条第一項</p>	<p>商法第二百六条第一項</p>	<p>又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に</p>
<p>場合（自己の有する優先出資のみを消却</p>	<p>資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条</p>	<p>資産の流動化に関する法律第四十二条第一項又は旧資産流動化法第四十二条第一項</p>	<p>化法第五十八条第一項 については、当該端数）</p>

	<p>第百六十二条第二項</p>	<p>第百六十六条</p>
<p>しよつとする場合並びに</p>	<p>同法第二百七十一条第一項</p>	<p>場合には、第二百七十一条第二項の規定にかかわらず</p>
<p>第百三十四条第四項第一号イ</p>	<p>同法第二百四十五条ノ三第六項（同法第二百四十五条ノ第五項、第三百四十九条第一項、第三百五十五条第二項（同法第二百七十一条第二項）において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第七項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十八条の四第四項において読み替えて準用する商法第二百四十五条ノ三第六項</p>

<p>第百六十九条第一 項第二号</p>	<p>第百三十一条第四項 第九号（第百四十条 第一項において準用 する場合を含む。）</p>	<p>同項第九号</p>		<p>、第三百七十四条ノ 三第二項（同法第三 百七十四条ノ三十一 第三項において準用 する場合を含む。） 、第三百七十四条ノ 二十三第七項、第四 百八条ノ三第二項及 び第四百十三条ノ三 第七項において準用 する場合を含む。）</p>	<p>第百三十一条第四項 （第百四十条第一項 において準用する場 合を含む。）</p>
--------------------------	--	--------------	--	--	---

(発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第二百六十九条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えよとする場合に、当該優先出資の質権者であつて優先出資社員名簿(資産の流動化に関する法律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先出資社員名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければならない。

(単位未満優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第二百七十条 発行者は、第二百六十八条において準用する第三百三十一条第一項第二号の読替え後の同項第二号の二の規定により当該発行者に対し単位未満優先出資証券の提出があつた場合には、次に掲げる事項を単位未満優先出資原簿(資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資原簿をいう。)に記載し、又は記録しなければならない。

一 当該単位未満優先出資証券を提出した単位未満優先出資社員の氏名又は名称及び住所

(新設)

(新設)

- 二 各単位未満優先出資社員が提出した単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資をいう。以下同じ。）の種類及び優先出資一口に対する割合
- 三 各単位未満優先出資証券の提出の年月日
- 2 発行者は、第二百六十八条において準用する第三百三十一条第五項第一号ホの読替え後の同号へ又は同項第二号の読替え後の同号ロの規定（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）により第二百六十八条において準用する第三百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の三の口座に記載又は記録がされた第二百六十八条において準用する第三百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の二に掲げる単位未満優先出資を競売し、かつ、その単位未満優先出資に応じてその代金を従前の単位未満優先出資社員に交付しなければならない。
- 3 発行者は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の単位未満優先出資についてはその価格をもって、市場価格のない同項の単位未満優先出資については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。
- 4 第二項の場合において、同項の単位未満優先出資社員は、請求書に第二百六十七条第三項の規定により無効となつた単位未満優先出資証券を添付して、これを発行者に提出しなければならない。この場合において、当該請求書には、住所及び請求の年月日を記載し、これに署名しなければならない。

5 前項の場合において、同項の単位未満優先出資証券を提出することができない者があるときは、発行者は、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、その期間経過後においてその者に対し第二項の代金を交付することができる。この場合において、当該期間は、三月を下回ってはならない。

6 前項の公告の費用は、請求者の負担とする。

7 第二百六十八条において準用する第三百三十一条第五項第一号ホの読替え後の同号へ又は同項第二号の読替え後の同号ロの規定（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）により記載又は記録がされた第二百六十八条において準用する第三百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の二の口数に係る振替優先出資の取得については、資産の流動化に関する法律第四十三条第一項の規定は、適用しない。

（振替優先出資の消却に関する資産の流動化に関する法律等の特例）

第二百七十一条 発行者は、振替優先出資について資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条の規定により優先出資の消却をしようとする場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合を除く。）には、その旨及び当該発行者の定める一定の日（当該一定の日において資産の流動化に関する法律第百十八条の八第三項又は第百十八条の九第三項において読み替

（新設）

えて準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の併合に関する資産の流動化に関する法律の特例）

第二百七十二条 発行者は、振替優先出資について優先出資の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日（当該一定の日において資産の流動化に関する法律第百十八条の八第三項又は第百十八条の九第三項において読み替えて準用する商法第百七十六条第一項本文及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の併合は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する資産の流動化に関する法律等の特例）

第二百七十三条 発行者は、振替優先出資の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（振替優先出資についての資産の流動化に関する法律等の適用除外

（新設）

（新設）

）

第二百七十四条 振替優先出資については、資産の流動化に関する法律第四十一条第三項から第五項まで、第四十六条、同法第四十八条の二第一項において読み替えて準用する商法第二百十五條第一項及び第二項並びに第二百二十條第四項、資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第五項において読み替えて準用する商法第二百五条、資産の流動化に関する法律第四十九条第一項において読み替えて準用する商法第二百七条、第二百九條第三項、第二百十四條第三項、第二百十五條、第二百十六條、第二百十六條ノ二及び第二百八十条ノ十七第二項、資産の流動化に関する法律第四十九条第三項、第二百一十條第四項、資産の流動化に関する法律第一百八條の四第四項において読み替えて準用する商法第二百四十五條ノ三第六項前段並びに資産の流動化に関する法律第一百八條の十第一項において読み替えて準用する商法第二百十四條第三項、第二百十五條、第二百十六條及び第二百二十條第四項並びに旧資産流動化法第四十一条第三項から第五項まで、第四十六条、第四十九条において読み替えて準用する商法第二百七條、第二百二十六條ノ二及び第二百八十条ノ十七第二項並びに旧資産流動化法第二百十條第一項において読み替えて準用する商法第二百十五條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（新設）

第四節 協同組織金融機関の優先出資引受権の振替

（新設）

(権利の帰属)

第二百七十五条 第二百五十九条第一項に規定する振替優先出資についての優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。)の発行の決定において、優先出資者に優先出資引受権(同法第六条第一項に規定する優先出資引受権をいう。以下同じ。)を与える旨及び当該優先出資引受権の全部についてこの法律の規定の適用を受けるとする旨を定めた場合には、当該優先出資引受権で振替機関が取り扱うもの(以下「振替優先出資引受権」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この節において、振替優先出資引受権の数は、当該振替優先出資引受権の目的である優先出資の口数によるものとする。

(優先出資引受権に関する新株の引受権に係る規定の準用)

第二百七十六条 第八章の規定(第七十条及び第九十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、優先出資引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新株引受権証書	優先出資引受権証書
---------	-----------

(新設)

(新設)

商号	名称
決議	決定

2 | 第八章の規定を優先出資引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十一条第一項	新株引受権証書	優先出資引受権証書 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第二項第三号に規定する優先出資引受権証書をいう。以下同じ。)
第七十二条第一項	第七十条第一項	
第七十八条	商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者)	公示催告手続が行われている優先出資証券(協同組織金融機

	<p>第四百四十六条第二項 本文に規定する株券 喪失登録者をいう。 ( )に新株の引受権</p>	<p>関の優先出資に関する 法律第二十八条第 一項に規定する優先 出資証券をいう。( ) に係る優先出資を目 的とする優先出資引 受権</p>
<p>第百八十九条</p>	<p>第百七十条第一項</p>	<p>第百七十五条第一 項</p>
<p>第百九十条</p>	<p>株式申込証</p>	<p>優先出資申込証(協 同組織金融機関の優 先出資に関する法律 第九条第一項の優先 出資申込証をいう。 以下同じ。 )</p>

(振替優先出資引受権についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外)

第二百七十七条 振替優先出資引受権については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第四項及び同条第五項において準用

(新設)

する商法第二百八十条ノ六ノ三第二項の規定は、適用しない。

第五節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替

(権利の帰属)

第二百七十八条 資産流動化計画に新優先出資の引受権（資産の流動化に関する法律第一百三條の四第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）のみを譲渡することができる旨の定めがある新優先出資引受権付特定社債（同条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の目的である優先出資（同法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）が第二百六十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であつて、振替機関が取り扱うものに付された新優先出資の引受権（以下「振替新優先出資引受権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この節において、振替新優先出資引受権についての数は、当該振替新優先出資引受権の行使によつて発行する優先出資の発行価額に与るものとする。

(新設)

(新設)

(新優先出資引受権証券の不発行)

第二百七十九条 振替新優先出資引受権については、新優先出資引受権証券(資産の流動化に関する法律第百十三条の四の四第一項に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

2 振替新優先出資引受権を有する者は、当該振替新優先出資引受権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新優先出資引受権が振替機関によつて取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新優先出資引受権証券の発行を請求することができる。

(新優先出資の引受権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第二百八十条 第九章の規定(第百九十三条、第百九十六条第三項第三号及び第六号、第四項第一号ロ及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第百九十八条、第百九十九条、第二百一条、第二百十二条、第二百十三条第二項、第二百十四条、第二百十五条、第二百十七条並びに第二百十八条第一項第二号の規定を除く。次項において同じ。)は、新優先出資の引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるもの

(新設)

(新設)

とする。

	合計数	超過数	発行総数	振替数	減少	増加	総数	数
新株予約権申込証								
特定社債申込証	合計額	超過額	発行総額	振替金額	減額	増額	総額	金額

2 第九章の規定を新優先出資の引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術

的読替えは、政令で定める。

<p>第九十四條第三 項第四号</p>	<p>数、当該数のうち新 株予約権者（商法第 二百八十条ノ十九第 一項に規定する新株 予約権者をいう。以 下この章において同 じ。）ことの数並び に当該新株予約権者 の氏名又は名称及び 住所</p>	<p>金額</p>
<p>第九十五條第一 項</p>	<p>の発行者は、当該振 替新株予約権の発行 後、遅滞なく</p>	<p>に係る新優先出資引 受権付特定社債につ いて、資産の流動化 に関する法律第一百 三条第一項において 準用する商法第二百 六条第一項に規定す る払込みがあつた場 合には、当該振替新 優先出資引受権の発</p>

<p>第九十六條第四 項第一号イ</p>	<p>振替数</p>	<p>振替数</p>	<p>行者は 前項第一号の金額（ 以下この条において 「振替金額」という 。）</p>
<p>第九十六條第四 項第二号及び第五 号</p>	<p>及び第四号から第六 号まで</p>	<p>及び第四号から第六 号まで</p>	<p>、第四号及び第五号</p>
<p>第二百八條第一項 各号列記以外の部 分</p>	<p>消却され、又は行使 された</p>	<p>行使された</p>	<p>額</p>
<p>第二百八條第一項 第二号</p>	<p>消却され、又は行使 された</p>	<p>行使された</p>	<p>額</p>
<p>数及び発行者が第二 百一號第一項の規定 により第九十五條 第一項の通知をする</p>	<p>数及び発行者が第二 百一號第一項の規定 により第九十五條 第一項の通知をする</p>	<p>額</p>	<p>額</p>

<p>第二百九条第一項各号列記以外の部分、第二項第一号及び第三項並びに第二百十條第一項各号列記以外の部分</p>	<p>第二百十條第一項第一号</p>	<p>第二百九条第一項各号列記以外の部分、第二項第一号及び第三項並びに第二百十條第一項各号列記以外の部分</p>	<p>第二百八条第二項</p>		
<p>数</p>	<p>数を控除した数</p>	<p>数</p>	<p>の数</p>	<p>数は</p>	<p>ことができない振替 新株予約権の数</p>
<p>額</p>	<p>額を控除した額</p>	<p>額</p>	<p>の額</p>	<p>額は</p>	

<p>第二百十一条第一項第一号</p>	<p>数を控除した数</p>	<p>額を控除した額</p>
<p>第二百十一条第一項第二号</p>	<p>数</p>	<p>額</p>
<p>第二百十二条第一項</p>	<p>についての新株予約権申込証</p>	<p>に係る新優先出資引受権付特定社債についての特定社債申込証（資産の流動化に関する法律第百十条第一項に規定する特定社債申込証をいう。以下同じ。）</p>
<p>第二百十二条第三項</p>	<p>当該</p>	<p>当該新優先出資引受権付特定社債に係るに係る新優先出資引受権付特定社債の募集に応じようとする</p>
<p>口座（既存特別口座）</p>	<p>の申込みをしようとする</p>	<p>口座</p>

<p>第二百十六條</p>	<p>を除外。） 記載し、又は商法第 二百八十條ノ二十八 第五項に規定する契 約を締結する際に当 該口座を当該振替新 株予約権の発行者に 示さなければならな い。振替新株予約権 に係る新株予約権の 引受権の行使をしよ うとする者も、同様 とする。</p>	<p>記載しなければなら ない。</p>
<p>第二百八十一條</p>	<p>振替新優先出資引受権 三十七第一項</p>	<p>資産の流動化に關す る法律第百十三條の 四の七第一項</p>

（振替新優先出資引受権についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

（新設）

関する法律第百十三条の四の四及び第百十三条の四の七第一項後段の規定は、適用しない。

第六節 特定目的会社の転換特定社債の振替

(権利の帰属)

第二百八十二条 転換特定社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の二第一項に規定する転換特定社債をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づき発行する転換特定社債（転換によつて発行すべき優先出資（同法第二条第五項に規定する優先出資をいう。）が第二百六十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた転換特定社債であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替転換特定社債」という。）についての権利（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。）の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

(転換特定社債券の不発行)

第二百八十三条 振替転換特定社債については、転換特定社債券（資産の流動化に関する法律第百十三条の二の三第二項に規定する転換特定社債券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替転換特定社債を有する者は、当該振替転換特定社債を取り扱

(新設)

(新設)

(新設)

つ振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替転換特定社債が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、転換特定社債券の発行を請求することができる。

3 前項の転換特定社債券は、無記名式とする。

( 転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用 )

第二百八十四条 第十章の規定( 第二百十九条、第二百二十条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十六条、第二百四十八条及び第二百四十九条第一項第二号から第六号までの規定を除く。次項において同じ。 ) は、転換特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

増加	総数	数
増額	総額	金額

( 新設 )

減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額
新株予約権付社債申込証	特定社債申込証
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理会社	特定社債管理会社

2 第十章の規定を転換特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十一条第	事項及び振替新株予	事項
----------	-----------	----

<p>第二百二十二条第一項第五号</p>	<p>第二百二十二条第一項第一号</p>	<p>第二百二十二条第一項</p>	<p>三項第二号</p>
<p>額、当該振替新株予</p>	<p>払込期日における払込み</p>	<p>の発行者は、商法第三百四十一条ノ三第一項第三号の払込期日以後、遅滞なく</p>	<p>約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨</p>
<p>の転換を請求する</p>	<p>払込み</p>	<p>について、資産の流動化に関する法律第一百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた場合には、当該振替轉換特定社債の発行者は</p>	

の部分 一 項 各 号 列 記 以 外 第 二 百 三 十 八 条 第 一 項 各 号 列 記 以 外 第 二 百 三 十 八 条 第 一 項 各 号 列 記 以 外	第 二 百 二 十 四 条 第 七 項	約 権 付 社 債 に 付 さ れ た 新 株 予 約 権 を 行 使 す る	社 債 管 理 会 社 等 (第 七 十 一 条 第 七 項 に 規 定 す る 社 債 管 理 会 社 等)	特 定 社 債 管 理 会 社 等 (資 産 の 流 動 化 に 関 する 法 律 第 百 九 条 に 規 定 す る 特 定 社 債 管 理 会 社 又 は 担 保 附 社 債 信 託 法 第 一 条 第 一 項 に 規 定 す る 信 託 契 約 の 受 託 会 社)
	第 二 百 二 十 四 条 第 八 項	株 予 約 権 付 社 債 の 数 に つ い て の 社 債 の 金 額 に 相 応 す る 振 替 新 株 予 約 権 付 社 債 の 数	の 金 額 と 同 額	社 債 管 理 会 社 等
数	額			

<p>第二百三十八条第一項第二号</p>	<p>第二百三十九条第一項各号列記以外の部分、第二項第一号及び第三項並びに第二百四十条第一項各号列記以外の部分</p>	<p>第二百三十八条第三項</p>	<p>第二百三十八条第一項第二号</p>	<p>発行者が第二百三十一條第一項の規定により第二百二十二條第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数</p>
<p>数を控除した数</p>	<p>数</p>	<p>数の数</p>	<p>数は</p>	<p>転換済み又は償還済みの額</p>
<p>額を控除した額</p>	<p>額</p>	<p>額の額</p>	<p>額は</p>	<p>額</p>

第二百四十一条第二項第一号		第二百四十一条第一項第二号	第二百四十一条第一項第一号	第二百四十一条第一項各号列記以外の部分	第二百四十一条第二項第一号		第二百四十一条第一項第二号
数に相応する額	銘柄（社債の償還済みのものを除く。）	数	数を控除した数	数	数に相応する額	銘柄（社債の償還済みのものを除く。）	数
額	銘柄	額	額を控除した額	額	額	銘柄	額

<p>第二百四十二条第一項</p>	<p>部分に相応する金額</p>	<p>金額</p>
<p>第二百四十三条第一項</p>	<p>新株予約権付社債申込証</p>	<p>特定社債申込証（資産の流動化に関する法律第百十条第一項に規定する特定社債申込証をいう。以下同じ。）</p>
<p>第二百四十三条第二項</p>	<p>新株予約権原簿及び社債原簿</p>	<p>特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第七十条第一項第二号に規定する特定社債原簿をいう。）</p>
<p>第二百四十三条第三項</p>	<p>申込みをしようとする</p>	<p>募集に応じようとする</p>
<p>口座（既存特別口座を除く。）</p>	<p>口座</p>	

<p>第二百四十四条第一項</p>	
<p>算出された数 に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会</p>	<p>記載し、又は商法第三百四十一条第十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならぬ。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。</p>
<p>算出された額 に応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第百十一条第四項に規定する特定社債権者</p>	<p>記載しなければならない。</p>

			第二百四十七條		第二百四十五條第 三項第一号	第二百四十四條第 二項	
み	提出及び同項の払込	商法第三百四十一條 ノ十三第一項	振替新株予約権付社 債に付された新株予 約権を行使する		社債管理会社が	数	
	提出	資産の流動化に關す る法律第百十三條の 二の五第一項	振替轉換特定社債の 轉換を請求する	じ。が	特定社債管理会社（ 資産の流動化に關す る法律第百九條に規 定する特定社債管理 会社をいう。以下同 じ。）が	額	集会をいう。以下同 じ。）

〔振替転換特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外〕

第二百八十五条 振替転換特定社債については、資産の流動化に関する法律第百十三条の二の三第二項の規定は、適用しない。

第七節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替

〔権利の帰属〕

第二百八十六条 新優先出資引受権付特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の目的である優先出資（資産の流動化に関する法律第一条第五項に規定する優先出資をいう。）が第二百六十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であつて、振替機関が取り扱うもの（第二百七十八条第一項に規定する振替新優先出資引受権を除く。以下「振替新優先出資引受権付特定社債」という。）についての権利（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。）の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(新優先出資引受権付特定社債券の不発行)

第二百八十七条 振替新優先出資引受権付特定社債については、新優先出資引受権付特定社債券(資産の流動化に関する法律第百十三条の四の三第二項に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

(新設)

2 振替新優先出資引受権付特定社債を有する者は、当該振替新優先出資引受権付特定社債を取り扱う振替機関が第二十一条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新優先出資引受権付特定社債が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新優先出資引受権付特定社債券の発行を請求することができる。

3 前項の新優先出資引受権付特定社債券は、無記名式とする。

(新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

(新設)

第二百八十八条 第十章の規定(第二百九条、第二百二十条、第二百二十六条から第二百二十八条まで、第二百三十一条、第二百三十八条第二項第三号、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十六条、第二百四十八条並びに第二百四十九条第一項第二号、第三号及び第六号の規定を除く。次項において同じ。)は、新優先出資引受権付特定社債について準用する。この場合において、次項に

定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

社債権者集会	新株予約権付社債申込証	合計数	超過数	発行総数	総数	振替数	減少	増加	数
特定社債権者集会	特定社債申込証	合計額	超過額	発行総額	総額	振替金額	減額	増額	金額

社債管理会社

特定社債管理会社

2 第十章の規定を新優先出資引受権付特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百一十一条第三項第二号	新株予約権の消却後若しくは	新優先出資の引受権の
第二百一十一条第一項	の発行者は、商法第三百四十一条第三項第三号の払込期日以後、遅滞なく	、振替新優先出資引受権付特定社債に新優先出資の引受権が付されていないとき又は について、資産の流動化に関する法律第一百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する払込みがあった場合には、当該振

	<p>第二百二十二条第一項第一号</p>	<p>第二百二十二条第一項第五号</p>	<p>第二百二十四条第七項</p>
	<p>払込期日における払込み</p>	<p>総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額</p>	<p>社債管理会社等（第七十一条第七項に規定する社債管理会社等）</p>
<p>替新優先出資引受権付特定社債の発行者は</p>	<p>払込み</p>	<p>総額</p>	<p>特定社債管理会社等（資産の流動化に関する法律第九十九条に規定する特定社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社</p>
<p>株予約権付社債の数</p>	<p>の金額と同額</p>	<p>額に相応する振替新</p>	<p>についての社債の金額と同額</p>

<p>項 第二百三十条第一</p>		<p>第二百二十九条第一項</p>	<p>第二百二十五条</p>	<p>第二百二十四条第八項</p>
<p>消滅している</p>	<p>同項第七号</p>	<p>もの及び商法第三百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項についての決議があるもの</p>	<p>質権欄。第二百二十八条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）において「保有欄等」という</p>	<p>社債管理会社等</p>
<p>消滅している、又は付されていない</p>	<p>資産の流動化に関する法律第五条第一項第二号二</p>	<p>もの</p>	<p>質権欄</p>	<p>特定社債管理会社等</p>

<p>第二百三十八条第一項各号列記以外の部分</p>	<p>数</p>	<p>額</p>
<p>第二百三十八条第一項第二号</p>	<p>発行総数（発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。）</p>	<p>発行総額</p>
<p>第二百三十八条第二項第一号</p>	<p>消却され、又は行使された</p>	<p>行使された</p>
<p>第二百三十八条第二項第四号</p>	<p>前各号</p>	<p>第一号及び第二号</p>
<p>第二百三十八条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>数</p>	<p>額</p>

<p>第二百四十一条第一号</p>	<p>第二百三十九条第一項各号列記以外の部分、第二項第一号及び第三項並びに第二百四十条第一項各号列記以外の部分</p>	<p>第二百三十八条第三項</p>			
<p>数を控除した数</p>	<p>数</p>	<p>数の数</p>	<p>数は</p>	<p>消却若しくは行使</p>	<p>振替新株予約権付社債の割当てを受けた者が商法第三百四十一条ノ七第一項の払込期日までに行つた払込み</p>
<p>額を控除した額</p>	<p>額</p>	<p>額の額</p>	<p>額は</p>	<p>行使</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する払込み</p>

第二百四十二条第 一項	第二百四十二条第 二項第一号	第二百四十二条第 一項第二号	第二百四十二条第 一項第一号	第二百四十一条第 一項各号列記以外 の部分	第二百四十一条第 一項第一号	第二百四十一条第 一項第二号
部分に相応する金額	数に相応する額	数	数を控除した数	数	数に相応する額	数
金額	額	額	額を控除した額	額	額	額

<p>第二百四十三條第一項</p>	<p>新株予約権付社債申込証</p>	<p>特定社債申込証（資産の流動化に関する法律第百十條第一項に規定する特定社債申込証をいう。以下同じ。）</p>
<p>第二百四十三條第二項</p>	<p>新株予約権原簿及び社債原簿</p>	<p>特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第七十條第一項第二号に規定する特定社債原簿をいう。）</p>
<p>第二百四十三條第三項</p>	<p>申込みをしようとする  <input type="checkbox"/>座（既存特別<input type="checkbox"/>座を除く。）</p>	<p>募集に応じようとする  <input type="checkbox"/>座</p>
<p>記載し、又は商法第三百四十一條ノ十五第四項において準用する同法第二百八十八</p>	<p>記載しなければなら ない。</p>	

第二百四十四条第		第二百四十四条第一項	
数	<p>算出された数</p> <p>に相応する社債の金額に          応じて、社債権者集会</p>	算出された数	<p>条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならぬ。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。</p>
額	<p>算出された額</p> <p>に          応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）</p>	算出された額	

二項	第二百四十五条第三項第一号	社債管理会社が		特定社債管理会社（資産の流動化に関する法律第九条に規定する特定社債管理会社をいう。以下同じ。）が	
	第二百四十七条	商法第三百四十一条ノ十三第一項		資産の流動化に関する法律第一百三十一条の七第一項	

（振替新優先出資引受権付特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百八十九条 振替新優先出資引受権付特定社債については、資産の流動化に関する法律第一百三十一条の四の三第二項、第一百三十一条の四の四第一項及び第一百三十一条の四の七第一項後段の規定は、適用しない。

第十二章 組織変更等に係る振替

（新設）

（新設）

第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に係る振替

(新設)

(金融機関の合併に関する記載又は記録手続)

第二百九十条 第四百二十二条第一項から第八項までの規定は、金融機

(新設)

関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号。以下この節において「合併転換法」という。)(第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関(合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。)(の優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。)(が振替優先出資(第二百五十九条第一項に規定する振替優先出資をいう。以下この節において同じ。)(である場合において、合併により設立される銀行(合併転換法第二条第二項に規定する銀行をいう。以下この節において同じ。)(若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百二十二条第一	口の数	口の口数
-----------	-----	------

項第三号		
第四百二十二条第一 項第三号口	発行総数	発行総口数
第四百二十二条第三 項第一号	の数	の口数

2

第四百二十二条第一項から第八項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行（合併転換法第二条第一項第一号に規定する普通銀行をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四百二十二条第一 項第三号	イの数	イの口数
-------------------	-----	------

第四百二十二条第一項第三号イ及び第七号	総数	総口数
第四百二十二条第三項第一号	数の	口数の

3

第三百四十二条第一項から第八項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四百二十二条第一項第三号	数	口数
---------------	---	----

第四百二十二条第一項第三号イ	総数	総口数
第四百二十二条第一項第三号ロ	発行総数	発行総口数
第四百二十二条第一項第七号	総数	総口数
第四百二十二条第三項第一号	数	口数

第二百九十一条 第四百二十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号ロ及びハを除く。）の規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により協同組織金融機関が消滅する場合において、合併により設立される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の普通出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第四項に規定する普通出資者をいう。以下この節において同じ。）に対して合併の際して振替株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該普通出資者に対して合併の際して発行する振替株式の発行に代えて

（新設）

その有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第四百四十四条第一項及び第四項の規定はこの項において準用する第四百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者」、「株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者」、「株主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「普通出資者」と読み替えるものとする。

2 第四百四十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、合併により設立される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第四百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第四百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号並びに第四百四十四条第二項及び第三項中「株主名簿に記載又は記録」とあるのは、「優先出資者名簿に記載」と読み替えるものとする。

3 第四百四十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式

が振替株式でない場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第四百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第四百四十三条第二項本文の申出により振替機関が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百四十三条 項	第四百四十三条	
	数	口数
第四百四十四条第五 項の表第百二十二 条第三項第二号の 項	総 数	総 口 数
	数	口 数

4 第四百四十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号口及び八を除く。）の規定は合併轉換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併によ

り協同組織金融機関が消滅する場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の普通出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該普通出資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しよつとするときについて、第四百四十四条第一項及び第四項の規定はこの項において準用する第四百四十二条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第四百四十二条第一項</p>	<p>株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者</p>	<p>普通出資者</p>
<p>第四百四十二条第一項第一号</p>	<p>株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者</p>	<p>普通出資者</p>

第百四十三条第一 項第二号	株主又は質権者	普通出資者
第百四十三条第二 項	株主又は質権者 株主又は当該質権者	普通出資者 普通出資者
第百四十三条第四 項第一号及び第三 号	株主又は質権者	普通出資者
第百四十三条第四 項第四号及び第七 号	数	口数
第百四十三条第四 項第九号	総数	総口数
第百四十三条第五 項第一号イ及び二	数	口数
第百四十三条第五 項第二号	数と同項第五号の振 替株式の数を合計し	口数

た数

5

第四百四十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第二条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第四百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第四百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百四十三条			
	株主名簿に記載又は記録	優先出資者名簿に記載	
総数	数	口座数	総口座数

第百四十四条第二項及び第三項	株主名簿に記載又は記録	優先出資者名簿に記載
第百四十四条第五項の表第百三十二条第三項第二号の項	数	口数

第二百九十二条 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併

転換法第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式でない株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する株式に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときについて準用する。

2 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫又は合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して普通出資を割り当てようとするときについて準用する。

3 第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条

(新設)

第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関又は合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して普通出資を割り当てようとするときについて準用する。

4 第四百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出資でない優先出資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に対して合併に際して発行する優先出資に代えてその有する振替優先出資でない自己の優先出資を移転しようとするときについて準用する。

5 第四百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資でない優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する優先出資に代えてその有する振替優先出資でない自己の優先出資を移転しようとするときについて準用する。

(金融機関の転換に関する記載又は記録手続)

第二百九十三条 第四百二十二条第一項から第六項までの規定は、合併  
 転換法第四条第三号から第五号までの規定により転換をする前の協  
 同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、転  
 換後の普通銀行が転換前の協同組織金融機関の優先出資者に対して  
 転換に際して振替株式を発行しようとするときについて準用する。  
 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる  
 字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百二十二条第一 項第一号	発行し、又は移転	発行
第四百二十二条第一 項第三号	口の数	口の口数
第四百二十二条第一 項第三号口	発行総数	発行総口数
第四百二十二条第三 項第一号	の数	の口数

(新設)

2 | 第四百二十三条第一項から第六項まで(第四項第五号及び第六号並

びに第五項第一号ロ及びハを除く。)の規定は前項の場合において、転換後の普通銀行が転換前の協同組織金融機関の普通出資者に対して転換に際して振替株式を発行しようとするときについて、第四百四十四条第一項及び第四項の規定はこの項において準用する。第四百四十四条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百四十二条第一項	
発行又は当該移転	株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者
発行	普通出資者
株主又は質権者	株主(株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。 )及び当該質権者
普通出資者	普通出資者

第百四十二条第二 項	株主又は質権者		普通出資者
	株主又は当該質権者		普通出資者
	株主又は質権者		普通出資者
第百四十二条第四 項	株主又は質権者		普通出資者

3

第百四十二条第一項から第六項までの規定は、合併転換法第四条第二号の規定により転換をする前の普通銀行の株式が振替株式である場合において、転換後の信用金庫が転換前の普通銀行の株主に対して転換に際して振替優先出資を発行しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十二条第一 項第一号	発行し、又は移転	発行
第百四十二条第一 項第三号	イの数	イの口数
第百四十二条第一	総数	総口数

項第三号イ及び第七号

第二節 保険業法による組織変更等に係る振替

(保険会社の合併に関する記載又は記録手続)

第二百九十四条 第四百三十三条第一項から第七項まで(第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号ロ及びハを除く。)の規定は保険業法第五十九条第二項第二号に掲げる場合における合併により相互会社が消滅する場合において、合併により設立される保険業を営む株式会社若しくは合併後存続する保険業を営む株式会社が消滅する相互会社の社員に対して合併の際して振替株式を発行し、又は合併後存続する保険業を営む株式会社が当該社員に対して合併の際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第四百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第四百三十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者」「株主」「株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。」及び当該質権者、「株主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

第二百九十五条 第四百五十五条第一項から第四項までの規定は、保険業法第五十九条第二項第一号の場合における合併により消滅する保険業を営む株式会社の株式が振替株式である場合において、合併により相互会社が設立されるとき又は合併後相互会社が存続するときについて準用する。

(新設)

(保険会社の株式交換、株式移転に関する記載又は記録手続)

第二百九十六条 第四百三十三条第一項から第六項まで(第四項第五号から第七号まで及び第五項第一号口から二までを除く。)の規定は相互会社が、組織変更に際して、保険業法第九十二条の五第一項の規定により他の株式会社を組織変更後の株式会社の完全親会社とするために株式交換を行う場合又は同法第九十二条の八第一項の規定により組織変更後の株式会社の完全親会社を設立するために株式移転を行う場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第四百三十三条第七項の規定は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第四百三十三条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第四百三十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用す

(新設)

る。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第百四十二条第一項</p>	<p>消滅会社は</p>	<p>完全子会社となる相互会社は</p>
	<p>合併をする時期</p>	<p>株式交換の日又は株式移転をする時期</p>
<p>、当該消滅会社</p>	<p>、当該相互会社</p>	
<p>株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者</p>	<p>社員</p>	
<p>第百四十二条第一項第一号</p>	<p>当該新設会社又は当該存続会社が合併の日</p>	<p>当該完全親会社となる会社が株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日</p>
	<p>消滅会社</p>	<p>完全子会社となる相互会社</p>

<p>項 第四百二十二条第二</p>	<p>合併の日</p>	<p>株主又は質権者</p>	<p>消滅会社</p>	<p>合併の日</p>	<p>株主又は質権者</p>	<p>株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者</p>
	<p>株式交換の日の前日 又は株式移転の日の前日</p>	<p>社員</p>	<p>完全子会社となる相互会社</p>	<p>株式交換の日の前日 又は株式移転の日の前日</p>	<p>社員</p>	

項 第四百四十三條第四		項 第四百四十三條第三					
合併の日	社 新設会社又は存続会社	合併の日	新設会社又は存続会社は、合併に際して	存続会社が	株主又は当該質権者	社 新設会社又は存続会社	消滅会社
株式交換の日又は株式	社 完全親会社となる会社	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日	株式移転に際して	株式交換により完全親会社となる会社が	社員	社 完全親会社となる会社	完全子会社となる相互会社

項	第百四十二条第七	第百四十二条第四 項第九号	第百四十二条第四 項第三号			第百四十二条第四 項第一号	第百四十二条第四 項第一号		式移転の日
	当該存続会社	合併	存続会社	株主又は質権者	消滅会社	株主又は質権者	合併	株主	
	当該会社	転 株式交換又は株式移	親会社となる会社	社員	互会社 完全子会社となる相	社員	転 株式交換又は株式移	社員	

合併の日

株式交換の日

第三節 証券取引法による合併に係る振替

(証券取引所の合併に関する記載又は記録手続)

第二百九十七条 第四百三十三条第一項から第七項まで(第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号口及び八を除く。)の規定は証券取引法第三百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併により会員証券取引所(同法第八十七条の四第一項に規定する会員証券取引所をいう。以下この条において同じ。)が消滅する場合において、合併により設立される株式会社証券取引所(同法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。以下この条において同じ。)若しくは合併後存続する株式会社証券取引所が消滅する会員証券取引所の会員に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する株式会社証券取引所が当該会員に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第四百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第四百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者」「株主(株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。 )及び当該質権者」、

(新設)

(新設)

主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「会員」と読み替えるものとする。

第十三章 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替

(新設)

(その他の有価証券に表示されるべき権利に関する社債等に係る規定の準用)

第二百九十八条 第二条第一項第二十二号に掲げるもののうち次の各

号に掲げるものの振替については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。この場合において、当該規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

一 第二条第一項第一号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第四章の規定

二 第二条第一項第十二号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第七章の規定

三 第二条第一項第十三号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第八章の規定

四 第二条第一項第十四号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第九章の規定

五 第二条第一項第十五号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第十章の規定

第十四章 雑則

第七章 雑則

(加入者等による振替口座簿に記載され、又は記録されている事項についての請求)

第二百九十九条 加入者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めた費用を支払って、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、若しくは記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することを請求することができる。当該口座につき利害関係を有する者として政令で定めるものについても、正当な理由があるときは、同様とする。

(振替債の供託)

第三百条 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定により、第二条第一項第一号から第十一号までに掲げるもので振替機関が取り扱うもの(以下この条において「振替債」という。)(の供託をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、供託所に供託書を提出し、かつ、当該振替債について振替口座簿の供託所の口座の第六十九条第二項第一号(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条)において準用する場合を含む。)(又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄に増額又は増加の記載又は記録をするために第七十条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第

(振替口座簿に記載され、又は記録されている事項の証明)

第二百二十八条 加入者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めた費用を支払って、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。当該口座につき利害関係を有する者として政令で定めるものについても、同様とする。

(振替社債等の供託)

第二百二十九条 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定により、社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの(以下この条、次条及び第百三十条において「振替社債等」という。)(の供託をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、供託所に供託書を提出し、かつ、当該振替社債等について振替口座簿の供託所の口座の第六十九条第二項第一号(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条)において準用する場合を含む。)(又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄に増額又は増加の記載又は記録をするために第七十条第一項(第百十三

百二十条、第二百一十一条、第二百二三条、第二百五条及び第二百一十七條において準用する場合を含む。)又は第九十五條第一項の振替の申請をしなければならない。

2 供託された振替債について、供託所に対し、元本の償還又は利息若しくは配当金の支払がされたときは、当該償還金、利息又は配当金は、当該振替債に代わるもの又は従たるものとして保管するものとする。この場合において、当該振替債が保証金に代えて供託されたものであるときは、供託者は、当該利息又は配当金の払渡しを請求することができる。

3 供託された振替債について、供託所に対し、第六十七條第二項( 第三十三條、第一百五條、第十七條、第十八條、第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十五條及び第二十七條において準用する場合を含む。)の規定により社債券(商法第三百六條第一項に規定する債券をいう。以下この条及び第三百十八條第二号において同じ。)その他の券面が発行されたとき又は第八十九條第二項の規定により国債証券が発行されたときは、当該社債券その他の券面又は当該国債証券は、当該振替債に代わるものとして保管するものとする。

4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、振替債の供託に関する事項は、主務省令で定める。

条、第一百五條、第十七條、第十八條、第二十條、第二百一十一條、第二百二十三條、第二百五條及び第二百二十七條において準用する場合を含む。)又は第九十五條第一項の振替の申請をしなければならない。

2 供託された振替社債等について、供託所に対し、元本の償還又は利息若しくは配当金の支払がされたときは、当該償還金、利息又は配当金は、当該振替社債等に代わるもの又は従たるものとして保管するものとする。この場合において、当該振替社債等が保証金に代えて供託されたものであるときは、供託者は、当該利息又は配当金の払渡しを請求することができる。

3 供託された振替社債等について、供託所に対し、第六十七條第二項( 第三十三條、第一百五條、第十七條、第十八條、第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十五條及び第二十七條において準用する場合を含む。)の規定により社債券(商法第三百六條第一項に規定する債券をいう。以下この条及び第四百十五條第二号において同じ。)その他の券面が発行されたとき又は第八十九條第二項の規定により国債証券が発行されたときは、当該社債券その他の券面又は当該国債証券は、当該振替社債等に代わるものとして保管するものとする。

4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、振替社債等の供託に関する事項は、主務省令で定める。

(信託財産である振替社債等の損失の補てん)

第三百一条 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する社債等で振替機関が取り扱うもの(以下この条及び次条において「振替社債等」という。)について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務(第八十条第二項若しくは第八十一条第二項(これらの規定を第百一十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。)、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項若しくは第百十条第三項、第百五十五条第二項若しくは第百五十六条第二項(これらの規定を第百五十二条第一項、第百六十一条第一項、第百六十八条第一項及び第百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第百八十七條第二項若しくは第百八十八條第二項(これらの規定を第百七十六條第一項及び第百九十八條第三号において準用する場合を含む。)、第百十條第二項若しくは第百一十一條第二項(これらの規定を第百八十条第一項及び第百九十八條第四号において準用する場合を含む。))又は第百四十條第二項若しくは第百四十一條第二項(これらの規定を第百八十四條第一項、第百八十八條第一項及び第百九十八條第五号において準用する場合を含む。))の義務をいう。以下この条において同じ。)を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託

(信託財産である振替社債等の損失の補てん)

第二百二十九条の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する振替社債等について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務(第八十条第二項若しくは第八十一条第二項(これらの規定を第百一十三条、第百一十五条、第百一十七条、第百一十八条、第百二十条、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。))又は第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項若しくは第百十条第三項の義務をいう。以下この条において同じ。)を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。

財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。

第三百二条～第三百六条（略）

（主務大臣及び主務省令）

第三百七条 第二条第二項、第三条、第四条第一項、第六条、第九条、第十条第一項、第十六条第一項、第十七条（加入者保護信託に関する事項を除く。）、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条第一項、第二項及び第五項、第二十七条第一項、第二項及び第五項、第二十九条第一項、第二項及び第五項、第三十一条第一項、第二項及び第五項、第四十条、第四十一条第二項及び第三項、第四十三条、第三百三条並びに第三百四条における主務大臣は、内閣総理大臣及び法務大臣とする。ただし、国債を取り扱う振替機関に関する事項については、内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

2～4（略）

5 第六十八條第六項及び第六十九條第一項第五号（これらの規定を  
第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、  
第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第  
二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）、第百二十九  
條第六項（第百五十二條第一項、第百六十一條第一項、第百  
六十八條第一項及び第百九十八條第二号において準用する場合を

第三百三十条～第三百三十四条（略）

（主務大臣及び主務省令）

第三百三十五条 第二条第二項、第三条、第四条第一項、第六条、第九  
条、第十条第一項、第十六条第一項、第十七条（加入者保護信託に  
関する事項を除く。）、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第  
二十一条から第二十三条まで、第二十五条第一項、第二項及び第五  
項、第二十七条第一項、第二項及び第五項、第二十九条第一項、第  
二項及び第五項、第三十一条第一項、第二項及び第五項、第四十  
条、第四十一条第二項及び第三項、第四十三条、第三百三十一條並びに  
第三百三十二條における主務大臣は、内閣総理大臣及び法務大臣とす  
る。ただし、国債を取り扱う振替機関に関する事項については、内  
閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣とする。

2～4（略）

5 第六十八條第六項及び第六十九條第一項第五号（これらの規定を  
第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、  
第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條にお  
いて準用する場合を含む。）における主務省令は、内閣府令・法務  
省令とする。





一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第三項（第百五十九條第八項（第百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）及び第七項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百六十二条第三項（第百五十二条第一項、第百六十一条第一項、第百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百七十二條第六項（第百七十六條第一項及び第百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第百七十三條第三項第六号（第百七十六條第一項及び第百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第百九十五條第一項第五号（第百八十条第一項及び第百九十八條第四号において準用する場合を含む。）、第百九十八條第四号（第百九十八條第四号において準用する場合を含む。）、第二百一十四條第一項及び第三項（これらの規定を第百九十八條第四号において準用する場合を含む。）、第二百一十一条第六項（第百八十四條第一項、第百八十八條第一項及び第

二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項第五号（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第三項第五号（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項第四号（第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第三項第三号（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十条第三項第四号（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十一条第三項第五号（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十九条における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6 第二百九十九条第一項及び第五項における主務省令は、法務省令とする。

7 (略)

第二百八条・第二百九条 (略)

第十五章 罰則

第二百十條 (略)

第二百十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役

6 第二百二十九条第一項及び第五項における主務省令は、法務省令とする。

7 (略)

第二百三十六条・第二百三十六条の二 (略)

第八章 罰則

第二百三十七條 (略)

第二百三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役

若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第六十九条第二項(同条第三項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五条、第百二十七条及び第百九十八条第一号において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項、第七十九条第五項(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条、第百二十七条及び第百九十八条第一号において準用する場合を含む。)、第百二十一条の二第四項若しくは第五項、第百二十二条の二第四項若しくは第五項又は第百二十五条の二第四項若しくは第五項の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

三 (略)

四 第百三十条第二項(同条第三項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第百九十八条第一号において準用する場合を含む。))、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第百三十一条第五項(同条第六項(第百四十条第一項(第百九十八条第二号において準用する場合を含む。))、第百四十六条第四項(第二百五十二

若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第六十九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項又は第七十九条第五項(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

三 (略)

(新設)





て準用する場合を含む。）、第百四十二条第三項（第百三十九条第二項（第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十二条第四項（第百五十二条第一項、第百六十一条第一項、第百九十条、第百九十三条第一項及び第三項並びに第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第九項（第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第十項（第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百五十二条第一項、第百六十一条第一項、第百九十条、第百九十三条第一項及び第三項並びに第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、若しくは第五項（第百三十九条第二項並びに第百四十二条第九項及び第十項（これらの規定を第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百五十二条第一項、第百六十一条第一項、第百九十条、第百九十三条第一項及び第三項並びに第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十三条第五項（同条第六項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項（これらの規定を第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百五十二条第一項、第百六十一条第一項、第百九十一条、第百九十三条第二項並びに第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第八項（第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第十項（第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第十二項（第百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、及び第十三項（第百九十八条第二号において準

用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条、第二百九十三条第二項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十四条第五項（同条第七項から第十項まで）（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条第二項、第三項及び第五項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、（において準用する第三百二十二条第四項（第二号及び第五号を除く。）、第四百四十七条（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十三条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）又は第五百五十四条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

五 第七十三条第四項（同条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第七百七十四条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第七百七十六条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号に

（新設）

において準用する場合を含む。）、第一百七十七条（第二百七十六条  
第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。  
）、第二百七十九条（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第  
三号において準用する場合を含む。）、第百八十五条第五項（第  
二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する  
場合を含む。）又は第百八十六条第五項（第二百七十六条第一項  
及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）の規  
定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載  
せず、又は記録しなかつた者

六 第百九十五条第二項（同条第三項（第二百八十条第一項及び第  
二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百一  
条第四項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。  
）、第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用  
する場合を含む。）、第百九十六条第一項（第二百八十条第一項  
及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第  
百九十七条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四  
号において準用する場合を含む。）、第百九十八条第二項（第二  
百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十九  
条第三項（同条第四項（第二百九十八条第四号において準用する  
場合を含む。）及び第二百九十八条第四号において準用する場合  
を含む。）、第二百条（第二百八十条第一項及び第二百九十八  
条第四号において準用する場合を含む。）、第二百一条（第二百八  
十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。

（新設）

む。）、第二百八条第五項（第二百八十条第一項及び第二百九十条第四号において準用する場合を含む。）、又は第二百九条第五項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

七 第二百二十二条第二項（同条第三項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十一条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十三条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十五条（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第三項（同条第四項（同条第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合

（新設）



百五十九条第八項及び第六十二条第五項（これらの規定を第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）  
（、第六十二条第三項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、又は第二百四十四条第一項若しくは第五項（これらの規定を第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第三百十三條）第三百十五條（略）

第三百十六條 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 第三百十一條又は第三百十二條 三億円以下の罰金刑
- 二 第三百十三條（第五号を除く。） 二億円以下の罰金刑
- 三 第三百十三條第五号又は前条 各本条の罰金刑

第三百十七條 振替機関又は口座管理機関の役員又は清算人が次の各

第四百十條）第四百十二條（略）

第四百十三條 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 第三百十八條又は第三百十九條 三億円以下の罰金刑
- 二 第四百十條（第五号を除く。） 二億円以下の罰金刑
- 三 第四百十條第五号又は前条 各本条の罰金刑

第四百十四條 振替機関又は口座管理機関の役員又は清算人が次の各

号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一〇十三 (略)

十四 第六十九条第二項第二号(同条第三項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。)、第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。)、第七十條第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。)、第七十條第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。)、第七十一條第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。)、第七十九條第四項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。)、第七十九條第四項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。)、第九十二條第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第九十六條第一項、第百四條第四項、第百八條第四項、第百二十一條の第二項(同条第三項において準用する

号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一〇十三 (略)

十四 第六十九条第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十條第一項、第七十一條第一項若しくは第七十九條第四項(これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)、第九十二條第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第九十六條第一項、第百四條第四項又は第百八條第四項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。



る場合を含む。）、第三百三十四条第二項（同条第七項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十一条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十二条第八項（同条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百九十条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十一条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百四十一条第二項、第二百六十一条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十六条第二項（同条第四項（第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十七条第二項（同条第四項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十八条第二項（第二百九十八条第二号に

において準用する場合を含む。）、第四百四十二条第二項（第三百二十九条第二項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十二条第四項（同条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十条、第二百九十三条第一項及び第三項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第九項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第十項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百九十条、第二百九十三条第一項及び第三項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第九項、第十項、第十二項及び第十三項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条、第二百九十三条第二項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第八項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第十項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第十二項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第十三項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条、第二百九十三条第二項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十六条



を含む。)、第二百九条第四項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)、第二百二十二条第二項第二号(同条第三項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百三十一条第四項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十三条第一項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十四条第一項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十六条第二項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十七条第二項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十八条第五号(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、及び第五項(第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百二十九条第二項(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、第二百三十一条第二項(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)、又は第二百三十九条第四項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及

び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

十五 正当な理由がないのに第八十六条第五項(第一百五條、第十七條、第二百八十八條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。)、第二百四十五條第五項(第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。)又は第二百九十九條の規定による請求を拒み、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第三百十八條 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第六十七條第一項(第一百五條、第十七條、第十八條、第二百二十條、第二百一十一條、第二百二十三條、第二百二十五條、第二百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。)、第二百七十一條第一項(第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。)、第二百二十條第一項(第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。)、第二百五十一條第一項、第二百六十條第一項、第二百六十七條第一項、第二百七十九條第一項、第二百八十三條第一項又は第二百八十七條第一項の規定に違反して社債券その他の券面を發行したとき(第六十七條第二項(第一百五條、第十七條、第十八條、

十五 正当な理由がないのに第八十六条第五項(第一百五條、第十七條及び第二百八十八條において準用する場合を含む。)又は第二百八十八條の規定による請求を拒み、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第四百十五條 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第六十七條第一項(第一百五條、第十七條、第十八條、第二百二十條、第二百一十一條、第二百二十三條、第二百二十五條及び第二百二十七條において準用する場合を含む。)、第六十七條第二項(第一百五條、第十七條、第十八條、第二十條、第二十一條、第二百一十三條、第二百二十五條及び第二百二十七條において準用する場合を含む。)(の規定により社債券その他の券面を發行する場合を除く。)